

株主各位

証券コード 2286

2021年6月10日

山口県下関市大和町二丁目4番8号

林兼産業株式会社

取締役社長 中部 哲二

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時

2. 場 所 山口県下関市大和町二丁目4番8号

当会社本店4階ホール（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

3. 株主総会の目的である事項

報告事項

1. 第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以 上

◎新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、次ページをご確認ください。ようお願い申し上げます。

◎昨年 の定時株主総会より、株主総会に来場できない株主様との公平性を勘案し、お土産の配布を取りやめさせていただいております。

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎招集通知添付書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hayashikane.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下の対応を取らせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する役員ならびに運営に関わるスタッフは、検温等を含めて体調を確認したうえで参加いたします。また必要に応じてマスクを着用させていただきます。
- ・会場内スペース（座席等）につきましては、余裕を持って配置する予定でございます。

2. 株主様へのお願い

- ・株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。
- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申しあげます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・株主総会会場ではマスクの着用をお願いいたします。
- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本総会会場において感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、ご自身および周囲への感染防止のために慎重なご判断をお願い申しあげます。また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hayashikane.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け依然として厳しい状況で推移いたしました。設備投資や輸入に持ち直しの動きもありますが、個人消費に弱さが見られ、先行き不透明な状況が続いております。食品業界におきましても、外食需要の減少など厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなか、当社グループは当連結会計年度からの2カ年を「将来を見据えた磐石な事業基盤の確立」の期間と位置付け、「新中期経営計画<挑戦> challenge2022」(2021年3月期～2022年3月期)をスタートさせました。本計画の基本方針である「成長投資の推進」「事業ポートフォリオの検討」「財務健全性の強化」「コーポレートガバナンスの強化」に沿った諸施策により、経営資源の選択と集中による構造改革を進めて収益基盤の改善を図るとともに、安定的な利益確保に向けた構造強化を図り、持続的な事業発展を目指しております。

当連結会計年度の当社グループの売上高は、巣ごもり需要が高まり調理食品の販売数量が増加したものの、外食産業・ホテル向けの業務用食肉加工品の販売数量が減少したことや、養殖魚の需要低迷に伴い養魚用飼料の販売数量が減少したことにより、443億66百万円(前期比1.8%減少)となりました。損益面におきましては、業務用食肉加工品や養魚用飼料の販売数量減少などにより営業利益は6億15百万円(前期比37.7%減少)、経常利益は8億48百万円(前期比34.2%減少)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、賃貸用不動産(大阪市港区)の売却益7億81百万円の計上もあり12億91百万円(前期比47.7%増加)となりました。

当連結会計年度の各事業別の状況は、次のとおりです。

水産・機能食品事業

魚肉ねり製品におきましては、国内向けの販売数量が増加したものの、中国向けの輸出が減少したことにより、減収となりました。

機能性食品におきましては、中国向けの輸出が減少したことにより、減収となりました。

これらにより、売上高は48億28百万円（前期比2.2%減少）となりました。損益面におきましては、販売費の減少によりセグメント利益（営業利益）は2億52百万円（前期比14.3%増加）となりました。

畜産食品事業

ハム・ソーセージ等食肉加工品におきましては、外食需要の減少により販売数量が減少したことで、減収となりました。

肉類におきましては、牛肉・豚肉の販売数量が増加したことにより、増収となりました。

調理食品におきましては、巣ごもり需要の高まりから冷凍食品・レトルト商品向け具材の販売が好調であったことにより、増収となりました。

これらにより、売上高は196億13百万円（前期比0.1%増加）となりました。損益面におきましては、業務用食肉加工品の販売数量減少や豚肉仕入れコストの増加によりセグメント利益（営業利益）は1億4百万円（前期比70.3%減少）となりました。

飼料事業

養魚用飼料におきましては、養殖魚の需要低迷に伴い販売数量が減少したことにより、減収となりました。

水産物におきましては、取り扱い量が増加したことにより、増収となりました。

畜産用飼料におきましては、養豚用飼料の販売数量が減少したことにより、減収となりました。

これらにより、売上高は176億22百万円（前期比2.7%減少）、セグメント利益（営業利益）は9億9百万円（前期比18.5%減少）となりました。

事業別売上高

事業別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減 (%)
水産・機能食品事業	4,828	10.9	△2.2
畜産食品事業	19,613	44.2	0.1
飼料事業	17,622	39.7	△2.7
その他	2,301	5.2	△9.4
計	44,366	100.0	△1.8

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は12億74百万円であり、その主なものは、下関食品工場の改修工事や製造設備の更新に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、グループとして重要な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く原料事情は、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。魚肉ねり製品の主原料であるすり身、食肉加工品の主原料である豚肉、配合飼料の主原料である魚粉・穀物などは、相場変動により収益を圧迫する要因となります。

このような状況のなか、「新中期経営計画〈挑戦〉challenge2022」の初年度における連結業績につきましては、外食需要の減少から食肉加工品の販売数量が減少したものの、巣ごもり需要の高まりから調理食品の販売数量が増加したことや固定費が減少したことにより、損益面においてはほぼ計画どおりとなりました。今後も本計画に基づき、経営資源の選択と集中による構造改革を推し進め、収益基盤の改善を図ってまいります。

また、厳しい経営環境を勝ち抜くため、2021年4月より水産・機能食品事業部と畜産食品事業部を統合して機能・食品事業部とし、経営体制の強化と効率化を図ることとしました。

各事業セグメントにおいては、原料相場等の事業環境の変化に左右されない事業基盤の確立を目指し、以下のテーマに取り組んでまいります。

機能・食品事業

魚肉ソーセージは、国内の巣ごもり需要の増大から小売店向けで売上を伸ばす一方、中国をはじめとする海外の需要が低迷し売上が大きく減少したことから、今後は海外マーケットの回復策とその代替となる需要の開拓に取り組みます。高齢者向けソフト食「ソフミート」や和菓子は順調に伸張しており、今後は人手不足の施設給食向けに調理時短商品の開発と、病院施設以外の業務用ルートへの販路を拡大し更なる事業拡大を目指します。機能性食品素材の「エラスチン」・「ヒシエクス」・「アスコフィラン」については、引続き販路拡大に注力してまいります。

黒豚事業は、当社グループ内の飼料・養豚・と畜・加工の各部門の連携強化による「食肉供給体制の最適化」に継続して取り組みます。販売部門においては、食肉惣菜商品の量販店への販売を強化し、生産部門においては、生産体制再編による効率化を進めるとともに、省人化を目的とした設備投資を行ってまいります。

飼料事業

養魚用飼料においては、魚粉に依存しない新時代飼料の販売拡大や、マグロ用配合飼料の販売拡大、海外輸出の対象国と数量拡大による「養魚用飼料の差別化販売」に注力してまいります。畜産用飼料においては、機能・食品事業と連携した「高品質畜産物生産用飼料の開発」に注力してまいります。

新型コロナウイルス感染症は未だに収束には至らず、今後も当社グループの事業活動へ影響を及ぼすことも想定されますが、適時適切な対応を実施しながら各課題を解決していくことで、その影響を最小限に留めるよう努めてまいります。

また、当社は本年1月に創業80周年を迎えました。来るべき100周年、更には、その先へと続くよう未来を見据え、安定的な利益確保に向けて構造強化を図り、持続的な事業発展を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 79 期 (2017年度)	第 80 期 (2018年度)	第 81 期 (2019年度)	第 82 期 (当連結会計年度) (2020年度)
売 上 高(百万円)	43,274	44,401	45,175	44,366
経 常 利 益(百万円)	1,150	1,275	1,288	848
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	817	864	874	1,291
1株当たり当期純利益(円)	91.85	97.15	98.25	145.25
総 資 産(百万円)	29,246	30,129	29,683	28,661
純 資 産(百万円)	7,718	8,655	8,601	10,239
1株当たり純資産(円)	780.32	878.12	874.61	1,058.83

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
キリシマドリームファーム株式会社	100百万円	100%	黒豚の育成・販売
林兼フーズ株式会社	10	100	食料品の製造・販売
都城ウエルネスミート株式会社	10	100	と畜業
有限会社平安海産	10	100	水産物の処理・加工
有限会社桜林養鰻	3	100	水産物の育成・販売

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む7社、持分法適用関連会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	主要な事業内容
水産・機能食品事業	魚肉ねり製品および機能性食品などの製造・販売
畜産食品事業	食肉加工品および肉類などの製造・販売
飼料事業	飼料の製造・販売および水・畜産物の販売

(8) 主要な営業所および工場

- ① 当社本社 山口県下関市
- ② 生産拠点 当社下関食品工場・下関飼料工場・長府工場（山口県下関市）
当社都城工場（宮崎県都城市）
キリシマドリームファーム(株)・都城ウエルネスミート(株)（宮崎県都城市）
林兼フーズ(株)（山口県美祢市）
(有)平安海産（熊本県天草市）
(有)桜林養鰻（鹿児島県志布志市）
- ③ 営業拠点 東京、大阪、宮崎

(9) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減数
水産・機能食品事業	94名	12名増
畜産食品事業	209名	6名減
飼料事業	112名	4名増
その他	111名	4名増
全社(共通)	46名	13名減
合計	572名	1名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇員(期中平均雇用人員423名)およびグループ外への出向者(3名)は含んでおりません。
2. 全社(共通)と記載している従業員数は、セグメント別に区分できない部門に所属しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社山口銀行	3,219
株式会社広島銀行	1,636
株式会社十八親和銀行	1,310
株式会社日本政策金融公庫	1,068
株式会社福岡銀行	580

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	20,000,000株
(2) 発行済株式の総数	8,910,000株
(3) 当事業年度末株主数	5,948名(前期末比264名減)
(4) 単元株式数	100株
(5) 大株主(上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
公 益 財 団 法 人 中 部 財 団	743	8.43
マ ル ハ ニ チ 口 株 式 会 社	565	6.42
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	434	4.93
株 式 会 社 恵 比 須 商 会	426	4.83
三 井 物 産 株 式 会 社	375	4.25
株 式 会 社 松 岡	360	4.08
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	255	2.89
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	253	2.87
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	220	2.50
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	180	2.04

(注) 持株比率は自己株式(99,495株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	中 部 哲 二		(株)恵比須商会取締役会長
常務取締役	岡 本 伸 孝	水産・機能食品事業部長	
取 締 役	岩 村 修 二		弁護士法人東京フレックス 法律事務所弁護士 (株)リケン社外取締役 (監査 等委員) キャノン電子(株)社外監査役 年金積立金管理運用独立行 政法人経営委員兼監査委員
取 締 役	牟 田 実		(有)食と生活ラボ取締役社長
取 締 役	三 井 宏	畜産食品事業部長兼東京支 社担当兼大阪支社担当	林兼フーズ(株)代表取締役社長
取 締 役	高 田 啓 吾	管理本部長兼品質保証部担当	
取 締 役	三 代 健 造	飼料事業部長	
取 締 役	宮 崎 一 郎	経営企画室長	
常任監査役	山 本 昌 信	(常勤)	
監 査 役	川 崎 哲 彦		
監 査 役	桑 原 望		桑原社会保険労務士事務所所長
監 査 役	三田村 知 尋		

- (注) 1. 取締役岩村修二および牟田実の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本昌信、桑原望、三田村知尋の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山本昌信氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役三田村知尋氏は、長年にわたる財務・経理業務の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役岩村修二、牟田実、監査役桑原望の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
- (1) 2020年6月25日開催の第81期定時株主総会において、宮崎一郎氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 取 締 役 宮 崎 一 郎 経営企画室長
- (2) 2020年6月25日開催の第81期定時株主総会において、三田村知尋氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- (3) 2020年6月25日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって、熊山忠和氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- (4) 2020年6月25日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって、大深邦宏氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
- (5) 代表取締役の異動
- 2020年4月1日 代表取締役社長 中 部 哲 二
- 2020年4月1日 取 締 役 熊 山 忠 和
- (6) 取締役の担当の異動
- 2020年4月1日 常務取締役 岡 本 伸 孝 水産・機能食品事業部長
- (7) 2021年3月31日付で三井宏氏は取締役を辞任いたしました。
7. 当事業年度末日後に生じた役員の異動は、次のとおりであります。
- 取締役の担当の異動
- 2021年4月1日 専務取締役 岡 本 伸 孝 機能・食品事業部長
- 2021年4月1日 常務取締役 三 代 健 造 飼料事業部長
- 2021年4月1日 取 締 役 高 田 啓 吾 総務部担当兼人事部担当兼品質保証部担当
- 2021年4月1日 取 締 役 宮 崎 一 郎 経営企画室長兼経理部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬制度は、会社業績や株主価値との連動性を高めることで、経営の透明性向上、企業競争力強化による業績向上につなげることを目的としております。

取締役の報酬は、月額報酬と賞与で構成しており、このうち月額報酬は、固定報酬である取締役報酬および代表報酬と、業績連動報酬である執行責任報酬の合計額としており、取締役報酬算出規則に基づき算出されます。

取締役報酬は取締役としての役割に対する報酬として役位に応じて定めた金額を、また、代表報酬は代表取締役としての役割に対する報酬として、それぞれ定額を支給するものです。

執行責任報酬は、社外取締役以外の取締役に対し、その業務執行に対する報酬として支給するものであり、取締役報酬算出規則の算出式に基づき、役位ごとに定める基準額に前事業年度の業績評価に応じた支給率を乗じて決定しております。業績評価の項目は、連結業績を基準とした共通業績と、各取締役の担当部門業績を基準とした個別業績で構成しておりますが、その指標と実績については、共通業績においては連結売上高および親会社株主に帰属する当期純利益を、個別業績においては担当部門の売上高および税引前当期純利益を用いており、それぞれ前事業年度の実績および当事業年度の予想数値に対する増減により評価点を算出しております。これらの指標は、事業の収益性および成長性への貢献度を報酬に反映させることを目的とするものであり、売上高により事業の成長性、税引前当期純利益により担当部門の業績向上、親会社株主に帰属する当期純利益により継続的な利益拡大への貢献を評価しております。なお、上記の指標に係る連結業績の実績については、7ページの「(5) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

月額報酬の決定にあたっては、独立役員である社外取締役を委員長とするガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

賞与は、会社業績等に応じて株主総会の決議により決定することとしており、各取締役への配分額についてはガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬は、1985年6月28日開催の第46期定時株主総会の決議により決定した月額1,200万円の範囲内としており、当該決議時の取締役の員数は10名です。

監査役の月額報酬は、2006年6月27日開催の第67期定時株主総会の決議により決定した月額200万円の範囲内で監査役の協議により決定することとしており、当該決議時の監査役の員数は4名です。

取締役および監査役の退職慰労金については、2009年6月27日開催の第70期定時株主総会終結の時をもってこれを廃止しております。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、経営の透明性確保のために設置されたガバナンス委員会が、上記取締役報酬算出規則に基づき算出された取締役の個人別の報酬等の内容について分析・評価を行い、取締役会に報酬案を答申し、その内容に基づき取締役会が決定することとしております。当該事業年度に係る取締役の報酬等はこの手続きに従い決定されたことから、当該報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	業績連動 報酬等
取締役	9	105	92	12
監査役	5	19	19	—
合計 (うち社外役員)	14 (6)	124 (21)	111 (21)	12 (—)

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外監査役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額のほか、2009年6月27日開催の第70期定時株主総会における役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給決議に基づき、2020年6月25日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して17,940千円、社外監査役1名に対して980千円の退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役岩村修二氏の兼職先である弁護士法人東京フレックス法律事務所、株式会社リケン、キヤノン電子株式会社および年金積立金管理運用独立行政法人と当社の間には、重要な関係はございません。

社外取締役牟田実氏の兼職先である有限会社食と生活ラボと当社の間には、重要な関係はございません。

社外監査役桑原望氏の兼職先である桑原社会保険労務士事務所と当社の間には、重要な関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	岩 村 修 二	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、主に当社の中長期的なコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
取 締 役	牟 田 実	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、食品業界に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 本 昌 信	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査役会14回全てに出席し、長年の金融機関勤務により培われた経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行うとともに、内部統制の整備・運用状況の改善・向上のための提言を積極的に行っております。
監 査 役	桑 原 望	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、社会保険労務士としての豊富な専門知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	三田村 知 尋	監査役就任後開催の取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、財務・経理を始めとする管理部門の豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(注) 2020年6月25日開催の第81期定時株主総会において、新たに清稜監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった監査法人大手門会計事務所は退任いたしました。

(2) 会計監査人に対する報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 22百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度監査計画における報酬単価、配員計画、業務内容、監査日数の見込み等の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の都合による場合の他、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はございません。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はございません。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はございません。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、食品メーカーとして、安全・安心な製品の提供を最重要課題と認識し、以下の体制によりコンプライアンス経営を組織的かつ効率的に推進します。

- ① 企業倫理に関する行動憲章・行動指針に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の実践を企業活動の前提とすることを徹底します。また、社外取締役により取締役会の監視機能の充実を図ります。
- ② 社内規程を整備するとともに、業務に関係する法令を遵守し、業務の適法性、適正性を確保するための体制を構築し、内部統制室において内部統制システムの整備・運用状況の評価を行い、毎月開催される内部統制委員会で結果を報告、審議し、一層の改善を図ります。
- ③ 内部統制室による継続的な職場研修など、従業員の遵法意識の啓発に努めます。
- ④ 業務上重要な法令に関する理解を深めるため、特定法令専任者制度に従い、法令ファイルの整備を義務付けて社内に公開し、従業員への周知徹底を図ります。
- ⑤ 法令や社内規程に違反する行為を早期発見し、是正するために内部通報制度として、「企業倫理相談窓口」を活用します。また、企業倫理規程に基づき、倫理委員等により企業倫理に関する社内情報の収集に努めるとともに、法令違反等の情報を得た場合には、定められた手順に従って連絡と事実調査を行い、必要に応じリスク管理委員会を開催して対処します。
- ⑥ 内部統制室が内部監査規程に基づき、業務が法令や社内規程に適合することを随時監査します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存・管理します。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

以下のとおり、リスク管理体制の強化を図ります。

- ① 当社の製品およびサービスに対するクレーム、天災、火災、その他事故、外部環境の急変、不祥事等が発生した非常時に適切かつ合理的に対処するため、リスク管理規程、リスク管理委員会規程、危機管理規程や品質管理規程等の社内規程に基づき危機管理・対処の体制を整備します。また、必要に応じて代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して対処します。
- ② 品質管理委員会を設置して品質管理の効率的運用と意識の高揚を図るとともに、クレームが発生した際には適切に対応できるよう、報告体制と行動基準を整備します。
- ③ 信用リスクに対しては、与信限度管理に関する規則に定める基準に従って与信管理を行うとともに、必要あるときに随時債権管理委員会を開催して債権全般の管理状況をチェックします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役が職務を執行するにあたり、以下の経営管理体制により効率性を確保します。

- ① 中期経営計画および年度計画に基づき、事業部別に予算を策定し、予算・実績管理を実施して、毎月の業績報告会において報告・審議します。
- ② 取締役会規程および稟議規程により取締役会に付議すべき事項を定め、事前に議題に関する十分な資料を配布することにより、効率的に業務を執行します。
- ③ 業務分掌規程および職務権限規程に基づき、適正に権限を委譲し、経営方針に従って効率的に業務を遂行します。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

以下のとおり、当社グループ各社における業務の適正を確保します。

- ① 定期的に行われる関係会社業績報告会およびグループ経営会議において子会社からの業務報告を受けるものとします。
- ② 子会社における損失の危険を把握した場合、その内容と程度、当社グループへの影響等について当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③ 子会社を指導および育成するための管理手続きを定めた関係会社管理規程により、子会社を管理します。また、子会社において経営上重要な事項を決定する場合には、各子会社の稟議規程に基づき、当社が事前協議を行うことで、効率的な業務執行を確保します。
- ④ 当社の内部統制室により、当社および子会社の業務が法令や社内規程に適合することを監査します。また、当社および子会社の取締役を対象とした倫理研修を定期的実施します。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととします。
- ② 監査役の職務執行を補助する使用人の職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その任命、異動、懲戒、人事考課については、監査役会の同意を必要とすることとします。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役会または当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役会または当社監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役会または当社監査役に報告すべき事項を下記のとおり定め、遅滞なく報告するものとし、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定します。また、報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

- ① 当社および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- ② 当社および当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項

- ③ 内部統制室が実施した内部監査の結果
- ④ 企業倫理相談窓口への通報の状況
- ⑤ その他コンプライアンスに関する重要事項
- ⑥ その他取締役と監査役会との協議で定めた事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役とは定期的に意見交換会を設定します。
- ② 監査役と内部統制室長は常に情報の共有を図り、緊密な連携をとることとします。
- ③ 監査役職務の執行について生ずる費用は会社が支払うものとします。また、監査役会は、必要に応じて、会社の費用で弁護士、公認会計士等に相談することができることとします。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- ① 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。
- ② 反社会的勢力からの接触には、総務部総務課を統括部署として組織的に対応し、不当な要求には断固として応じません。
- ③ 反社会的勢力への対応にあたっては、警察や外部専門機関と積極的に連携して対処します。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記(1)～(9)に記載のとおり、業務の適正を確保するための体制が有効に機能するための体制整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 企業倫理に関する行動憲章・行動指針については、社内各所への掲示、社内集会での唱和を通じ、従業員が従うべき行動準則として広く浸透し遵守されております。
- ② 常勤取締役を委員とする内部統制委員会を毎月開催し、当社グループの内部統制システムの整備・運用を継続的に推し進め、統治機能の強化に努めております。
- ③ 「企業倫理相談窓口」に内部通報があった場合には、内部統制室から関連部門への調査、是正策の立案・実施の指示がなされております。また、顕在化した問題には常勤取締役が委員を務めるリスク管理委員会が迅速かつ適切に対処しております。
- ④ 取締役・監査役職務執行が効率的に行われるために必要とされる情報や資料については、関連する部門より適宜取締役・監査役に提供されております。
- ⑤ 子会社の内部統制システムの整備・運用状況の評価については、各子会社の代表者が書面にて内部統制室に報告し、内部統制委員会で審議しております。また、各子会社には毎月の事業報告においてリスク報告を義務付けるとともに、内部通報者保護規程を設けて内部通報者が不利益な取扱いを受けないための体制を整備しております。
- ⑥ 内部統制室における内部監査・内部統制監査の結果および業務執行上の問題点などについて、適宜取締役や監査役へ報告がなされております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,633,516	流 動 負 債	12,150,810
現金及び預金	2,466,245	買掛金	2,319,721
受取手形及び売掛金	4,927,489	短期借入金	7,165,258
商品及び製品	2,211,333	リース債	345,623
仕掛品	1,716,558	未払法人税等	358,689
原材料及び貯蔵品	1,949,208	賞与引当金	285,719
その他の	405,123	環境対策引当金	7,478
貸倒引当金	△42,442	資産除去債務	5,235
固 定 資 産	15,028,236	その他の	1,663,084
有形固定資産	10,437,707	固 定 負 債	6,271,381
建物及び構築物	3,125,457	長期借入金	2,058,058
機械装置及び運搬具	1,095,591	リース債	1,801,137
土地	4,199,911	繰延税金負債	154,813
リース資産	1,868,975	退職給付に係る負債	1,980,556
建設仮勘定	27,126	資産除去債務	111,549
その他の	120,646	その他の	165,266
無形固定資産	14,822	負 債 合 計	18,422,191
投資その他の資産	4,575,706	純 資 産 の 部	
投資有価証券	3,655,811	株 主 資 本	8,323,602
破産更生債権等	1,310,835	資本	3,415,020
繰延税金資産	453,913	資本剰余金	8,971
その他の	224,089	利益剰余金	4,966,590
貸倒引当金	△1,068,943	自己株式	△66,979
資 産 合 計	28,661,752	その他の包括利益累計額	1,004,841
		その他有価証券評価差額金	978,115
		繰延ヘッジ損益	3,780
		退職給付に係る調整累計額	22,945
		非支配株主持分	911,116
		純 資 産 合 計	10,239,560
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,661,752

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	44,366,649
売上原価	37,700,808
売上総利益	6,665,841
販売費及び一般管理費	6,049,907
営業利益	615,934
営業外収入	78,412
受取配当金	42,288
設備補助金の収入	99,255
その他	153,880
営業外費用	373,835
支払利息	128,086
その他	13,291
経常利益	848,392
特別利益	781,758
固定資産売却益	59,226
特別損失	840,984
固定資産除却損失	160,415
減損損失	192,905
その他	51,503
税金等調整前当期純利益	404,825
法人税、住民税及び事業税	1,284,551
法人税等調整額	432,298
当期純利益	△516,606
非支配株主に帰属する当期純利益	1,368,858
親会社株主に帰属する当期純利益	77,157
	1,291,701

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,415,020	8,971	3,808,435	△7,343	7,225,083
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△133,546		△133,546
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,291,701		1,291,701
自己株式の取得				△59,635	△59,635
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,158,154	△59,635	1,098,518
当 期 末 残 高	3,415,020	8,971	4,966,590	△66,979	8,323,602

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	576,907	430	7,070	△23,023	561,384	815,204	8,601,673
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△133,546
親会社株主に帰属 する当期純利益							1,291,701
自己株式の取得							△59,635
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	401,208	3,349	△7,070	45,969	443,457	95,911	539,368
当期変動額合計	401,208	3,349	△7,070	45,969	443,457	95,911	1,637,887
当 期 末 残 高	978,115	3,780	—	22,945	1,004,841	911,116	10,239,560

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

キリシマドリームファーム(株)、林兼フーズ(株)、都城ウエルネスミート(株)、(有)平安海産、
(有)桜林養鰻、林兼コンピューター(株)、林兼冷蔵(株)

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

前連結会計年度において非連結子会社であったOMAKANE SDN.BHD.は、当連結会計年度中に清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社の状況

該当事項はありません。

前連結会計年度において持分法適用非連結子会社であったOMAKANE SDN.BHD.は、当連結会計年度中に清算終了したため、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法適用関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した関連会社の名称

(株)みなと、志布志飼料(株)、(株)ベツケイ

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- | | |
|----------------------|---|
| 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
- (3) 重要な引当金の計上基準
- | | |
|---------|--|
| 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。 |
| 環境対策引当金 | P C B（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当連結会計年度末における処理費用見込額を計上しております。 |
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- | | |
|-----------------------------|---|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理方法 | 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。 |

- (5) 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ方針
ヘッジ有効性評価の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
為替予約…外貨建売上債権、外貨建仕入債務、外貨建予定取引
当社は輸出及び輸入取引における為替リスクをヘッジする目的で行っております。
なお、デリバティブ取引については、実際の輸出及び輸入取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。
ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって每期均等額償却しております。ただし、当該金額が重要性に乏しい場合は、発生年度の費用として処理しております。
- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (8) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

4. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「持分法による投資利益」(当連結会計年度1,838千円)、「貸倒引当金戻入額」(当連結会計年度34,247千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「設備賃貸料」(前連結会計年度42,288千円)、「補助金収入」(前連結会計年度34,710千円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より「設備賃貸料」、「補助金収入」として表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」(当連結会計年度3,783千円)、「受取保険金」(当連結会計年度30,717千円)、国庫補助金(当連結会計年度24,724千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」(前連結会計年度340千円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より「固定資産売却益」として表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産圧縮損」(当連結会計年度23,979千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」(前連結会計年度15,563千円)、「減損損失」(前連結会計年度8,531千円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より「固定資産除却損」、「減損損失」として表示しております。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ不透明ではありますが、当社グループでは当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度（2022年3月期）には業績に影響が残るものの、2023年3月末までには緩やかに回復するとの仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒懸念債権等特定の債権に対する貸倒引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

科目名	当連結会計年度
貸倒引当金（流動資産）	△39,964
貸倒引当金（固定資産）	△1,068,943

②当連結会計年度に計上した金額の算出方法

当社グループは、貸倒懸念債権等特定の債権に対する貸倒引当金については、相手先の支払能力、担保の処分見込み額等を検討し、回収不能額を見積った上で個別に貸倒引当金を計上しております。

③当連結会計年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収不能額の見積りに用いた仮定については、過去の経験、相手先の経営環境及び市場動向、担保物の換金可能性及び換金価値、相手先が抱える事業上のリスクなど不確実性の高い様々な要因を考慮しております。

④翌連結会計年度に与える影響

実際の回収額と見積りが乖離した場合には、貸倒引当金の追加計上または貸倒損失の計上が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(千円)

科目名	当連結会計年度
繰延税金資産	453,913

②当連結会計年度に計上した金額の算出方法

当社グループは、繰延税金資産の計上については、入手可能な将来の課税所得の見積りからその回収可能性が見込めないと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の額を減額しております。

③当連結会計年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りに用いた仮定については、当社グループの経営環境及び市場動向、事業上のリスクなど不確実性の高い様々な要因に基づく事業計画によっております。

④翌連結会計年度に与える影響

事業計画の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	工場財団 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)
建物及び構築物	2,245,236	599	2,245,836
機械装置及び運搬具	463,278	—	463,278
土地	1,209,964	—	1,209,964
その他(有形固定資産)	—	0	0
投資有価証券	—	787,500	787,500
計	3,918,479	788,099	4,706,579

担保付債務

	工場財団 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)
短期借入金	738,582	168,550	907,132
長期借入金	1,729,666	208,900	1,938,566
計	2,468,248	377,450	2,845,698

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,509,487千円

3. 圧縮記帳により、建物及び構築物51,382千円、機械装置及び運搬具209,009千円がその取得価額から控除されております。

4. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

小豆屋水産(株)	100,000千円
----------	-----------

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式	8,910,000株
------	------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年6月25日開催の第81期定時株主総会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	133,546千円
--------	-----------

配当原資	利益剰余金
------	-------

1株当たり配当額	15円
----------	-----

基準日	2020年3月31日
-----	------------

効力発生日	2020年6月26日
-------	------------

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月28日開催の第82期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	132,157千円
--------	-----------

配当原資	利益剰余金
------	-------

1株当たり配当額	15円
----------	-----

基準日	2021年3月31日
-----	------------

効力発生日	2021年6月29日
-------	------------

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの「与信限度管理に関する規則」に従い、各事業部門における債権管理担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。これらは主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。

デリバティブ取引の契約は、当社グループ各社で行い、当社に報告されることとしております。またデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,466,245	2,466,245	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,927,489	4,927,489	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,157,124	3,157,124	—
(4) 破産更生債権等	1,310,835		
貸倒引当金（*1）	△1,064,843		
	245,991	245,991	—
資産計	10,796,851	10,796,851	—
(1) 買掛金	2,319,721	2,319,721	—
(2) 短期借入金	6,350,000	6,350,000	—
(3) 長期借入金（*2）	2,873,316	2,879,120	5,804
(4) リース債務（*3）	2,146,761	2,147,724	963
負債計	13,689,799	13,696,567	6,767
デリバティブ取引	5,436	5,436	—

（*1）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）長期借入金には、1年内返済予定長期借入金を含めております。

（*3）リース債務には、1年内返済予定リース債務を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	2,823,035	1,343,784	1,479,250
その他	108,873	28,178	80,695
小計	2,931,908	1,371,962	1,559,946
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	225,216	259,036	△33,820
その他	—	—	—
小計	225,216	259,036	△33,820
合計	3,157,124	1,630,998	1,526,126

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は27,947千円であり、売却益の合計額は3,783千円です。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日の貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項なし
- ② ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。
- 通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	190,564	—	5,436	取引先金融機関から提示された価格等

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額498,686千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	2,466,245
受取手形及び売掛金	4,927,489
合計	7,393,734

なお、破産更生債権等は、上記に含めておりません。

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	815,258	637,066	477,963	273,705	173,564	495,760
リース債務	345,623	324,924	302,940	288,228	262,896	622,146

V. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、大阪府及びその他の地域において賃貸不動産（土地を含む）を、また、山口県において遊休土地を有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は60,501千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却益は781,731千円（特別利益に計上）、減損損失は4,330千円、除却損は23,200千円（特別損失に計上）です。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりです。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,301,974	△790,221	1,511,752	968,660

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計年度中の主な減少は、賃貸不動産（大阪府）の売却（796,198千円）によるものです。
3. 期末の時価は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づき自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,058円83銭
1株当たり当期純利益	145円25銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,446,771	流 動 負 債	10,673,557
現金及び預金	1,223,197	買掛金	2,353,695
受取手形	81,516	短期借入金	5,790,000
売掛金	5,066,483	1年内返済予定の長期借入金	473,780
商品及び製品	2,098,617	リース債	271,741
仕掛品	717,449	未払金	1,039,085
材料及び貯蔵品	1,889,588	未払費用	144,449
前払渡	336,626	未払法人税等	277,115
前払費用	7,749	前受り金	58,834
その他当	66,523	預り金	38,804
貸倒引当金	△40,980	賞与引当金	205,065
固 定 資 産	11,601,499	環境対策引当金	7,478
有 形 固 定 資 産	7,171,804	環 境 除 去 債	5,235
建物	1,986,946	そ の 他	8,272
構築物	85,744	固 定 負 債	4,258,522
機械及び装置	788,039	長期借入金	765,580
車両運搬具	2,729	リース債	1,555,627
工具、器具及び備品	27,868	退職給付引当金	1,789,649
土地	2,642,984	その他	147,666
建設仮勘定	1,610,365	負 債 合 計	14,932,080
	27,126	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	9,029	株 主 資 本	7,227,646
商標	1,558	資 本	3,415,020
ソフトウェア	6,962	資 本 剰 余 金	5,989
電話加入権	508	その他資本剰余金	5,989
投資その他の資産	4,420,666	利 益 剰 余 金	3,873,315
投資有価証券	2,935,034	利 益 準 備 金	44,516
関係会社株	811,900	その他利益剰余金	3,828,799
出資	32,235	繰越利益剰余金	3,828,799
破産更生債権等	1,310,835	自 己 株 式	△66,679
長期前払費用	4,182	評 価 ・ 換 算 差 額 等	888,544
繰延税金資産	301,208	その他有価証券評価差額金	884,764
その他当	94,213	繰延ヘッジ損益	3,780
貸倒引当金	△1,068,943	純 資 産 合 計	8,116,191
資 産 合 計	23,048,271	負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,048,271

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		44,282,206
売 上 原 価		38,889,391
売 上 総 利 益		5,392,815
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,964,720
営 業 利 益		428,095
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	85,824	
設 備 賃 貸 料	42,288	
受 取 家 賃	29,139	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	34,247	
そ の 他	80,402	271,902
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	105,765	
そ の 他	15,213	120,979
経 常 利 益		579,018
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	781,731	
そ の 他	3,783	785,515
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	160,019	
減 損 損 失	22,509	182,529
税 引 前 当 期 純 利 益		1,182,004
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	299,233	
法 人 税 等 調 整 額	△420,610	△121,376
当 期 純 利 益		1,303,380

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,415,020	5,989	5,989	31,161	2,672,320	2,703,481
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				13,354	△146,901	△133,546
当 期 純 利 益					1,303,380	1,303,380
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	13,354	1,156,479	1,169,833
当 期 末 残 高	3,415,020	5,989	5,989	44,516	3,828,799	3,873,315

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△7,043	6,117,448	511,377	430	511,808	6,629,256
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△133,546				△133,546
当 期 純 利 益		1,303,380				1,303,380
自己株式の取得	△59,635	△59,635				△59,635
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			373,386	3,349	376,736	376,736
当 期 変 動 額 合 計	△59,635	1,110,198	373,386	3,349	376,736	1,486,934
当 期 末 残 高	△66,679	7,227,646	884,764	3,780	888,544	8,116,191

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 | |
| デリバティブ | 時価法 |
| (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 商品、製品、原材料、仕掛品 | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| (4) 固定資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| (5) 引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付見込額の 期間帰属方法	退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
環境対策引当金	数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法	PCB（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当事業年度末における処理費用見込額を計上しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。 為替予約…外貨建売上債権、外貨建仕入債務、 外貨建予定取引
ヘッジ方針	当社は輸出及び輸入取引における為替リスクをヘッジする目的で行っております。 なお、デリバティブ取引については、実際の輸出及び輸入取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については有効性の評価を省略しております。
(7) 退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
(8) 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
(9) 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

- (10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（損益計算書関係）

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取家賃」（前事業年度27,307千円）については、重要性が増したため、当事業年度より「受取家賃」として表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」（当事業年度3,783千円）については、金額が僅少となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において「特別利益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」（前事業年度316千円）については、重要性が増したため、当事業年度より「固定資産売却益」として表示しております。

前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」（前事業年度15,158千円）、「減損損失」（前事業年度8,531千円）については、重要性が増したため、当事業年度より「固定資産除却損」、「減損損失」として表示しております。

3. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ不透明ではありますが、当社では当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき、翌事業年度（2022年3月期）には業績に影響が残るものの、2023年3月末までには緩やかに回復するとの仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒懸念債権等特定の債権に対する貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

科目名	当事業年度
貸倒引当金（流動資産）	△39,964
貸倒引当金（固定資産）	△1,068,943

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「6.会計上の見積りに関する注記（1）貸倒懸念債権等特定の債権に対する貸倒引当金」に記載した内容と同一です。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

科目名	当事業年度
繰延税金資産	301,208

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「6.会計上の見積りに関する注記（2）繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一です。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	工場財団 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)
建物	1,587,048	—	1,587,048
構築物	41,308	—	41,308
機械及び装置	369,381	—	369,381
土地	318,906	—	318,906
投資有価証券	—	787,500	787,500
計	2,316,645	787,500	3,104,145

担保付債務

	工場財団 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	232,200	151,200	383,400
長期借入金	504,400	208,900	713,300
計	736,600	360,100	1,096,700

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

13,053,976千円

(3) 圧縮記帳により、建物10,750千円、機械及び装置9,179千円がその取得価額から控除されております。

(4) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(千円)

関係会社 キリシマドリームファーム(株)	1,351,888
関係会社 林兼フーズ(株)	147,350
小豆屋水産(株)	100,000
計	1,599,238

(5) 関係会社に対する短期金銭債権

764,737千円

関係会社に対する短期金銭債務

469,053千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引（収入分）	4,622,170千円
(2) 関係会社との営業取引（支出分）	5,580,188千円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引（収入分）	41,407千円
(4) 関係会社との営業取引以外の取引（支出分）	5,421千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 99,495株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産	
貸倒引当金	338,082千円
賞与引当金	72,156千円
退職給付引当金	545,127千円
関係会社株式評価損	47,953千円
ゴルフ会員権評価損	27,341千円
減価償却超過額	35,563千円
その他	45,352千円
繰延税金資産小計	1,111,577千円
評価性引当額	△421,168千円
繰延税金資産合計	690,409千円
繰延税金負債との相殺額	△389,201千円
繰延税金資産の純額	301,208千円
(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	387,545千円
その他	1,655千円
繰延税金負債合計	389,201千円
繰延税金資産との相殺額	△389,201千円
繰延税金負債の純額	－千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	キリシマドリームファーム(株)	宮崎県都城市	100,000	畜産食品事業	(所有) 直接100.0	製品の販売及び購入	畜産用飼料の販売	1,443,562	売掛金	377,506
							債務の保証	1,351,888	—	—

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む。)	(株)恵比須商会(注)2	山口県下関市	10,000	製造機械等の賃借	(被所有) 直接4.8 間接0.0	製造機械等の賃借等 役員の兼任	製造機械等の賃借等	357,991	未払金	2,067
									リース債務(流動負債)	271,741
									リース債務(固定負債)	1,555,627
	(株)ベツケイ(注)3	大分県大分市	15,000	飼料事業	(所有) 直接18.3	製品の販売及び購入	養魚用飼料の販売	801,429	売掛金	209,006
						水産物の仕入等	45,366	未払金	11,675	

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

上記各社との価格等の取引条件は、市場価格等を勘案して決定しております。

2. (株)恵比須商会は、当社取締役社長中部哲二が議決権の100%を直接所有しております。

3. (株)ベツケイは、(株)恵比須商会が議決権の81.7%を直接所有しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 921円19銭

1株当たり当期純利益 146円55銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

林兼産業株式会社
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

代表社員	公認会計士	石井 和也	㊟
業務執行社員	公認会計士	岸田 忠郎	㊟
業務執行社員	公認会計士	刈野 貴志	㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、林兼産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、林兼産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

林兼産業株式会社
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

代表社員	公認会計士	石井 和也	㊞
業務執行社員	公認会計士	岸田 忠郎	㊞
業務執行社員	公認会計士	刈野 貴志	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、林兼産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

林兼産業株式会社	監査役会
常任監査役（常勤）	山本昌信
監査役	川崎哲彦
監査役	桑原望
監査役	三田村知尋

(注) 監査役山本昌信、桑原望及び三田村知尋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付け、業績に応じた適切な利益配分を行うことを基本としております。また、長期的な企業業績向上を目指し、設備投資に備えるための内部留保の充実を重視し、有効に投資したいと考えております。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績等を勘案して以下のとおりとしたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円 配当総額132,157,575円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役会の機能強化ならびにコーポレートガバナンスの強化を目的として増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名 (日 月 年 生)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	なか 中	べ て つ じ 部 哲 二 (1968年8月5日生)	1994年4月 当社入社 2008年5月 当社総合企画室部長 2008年6月 当社取締役開発部担当 2010年6月 当社常務取締役経営企画室担当 2011年4月 当社常務取締役飼料事業部長兼経営 企画室担当 2014年4月 当社専務取締役経営企画室担当兼東 京支社担当兼事業改革担当 2016年6月 当社専務取締役管理本部長兼品質保 証部担当 2018年1月 当社専務取締役水産食品事業部長兼 開発部担当 2018年6月 当社専務取締役飼料事業部長 2019年6月 当社代表取締役副社長経営企画室担当 2020年4月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)恵比須商会取締役会長	126,834株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おか もと のぶ たか 岡 本 伸 孝 (1955年1月10日生)	1978年4月 大洋漁業(株) (現マルハニチロ(株)) 入社 2004年4月 マルハ(株) (現マルハニチロ(株)) 中部支社長 2008年4月 (株)マルハニチロ食品 (現マルハニチロ(株)) 執行役員 2010年4月 同社取締役管理部長 2012年4月 同社常務取締役 2014年4月 マルハニチロ(株)常務取締役 2016年6月 同社取締役常務執行役員 2018年4月 当社顧問 2018年6月 当社常務取締役水産食品事業部長兼開発部担当 2020年4月 当社常務取締役水産・機能食品事業部長 2021年4月 当社専務取締役機能・食品事業部長 現在に至る	3,273株
3	みしろ けん ぞう 三代 健 造 (1965年10月2日生)	1991年4月 当社入社 2010年4月 当社飼料事業部研究開発部長 2011年2月 当社飼料事業部水産営業部長兼研究開発部長 2018年4月 当社飼料事業部副事業部長 2018年6月 当社取締役飼料事業部副事業部長 2019年6月 当社取締役飼料事業部長 2021年4月 当社常務取締役飼料事業部長 現在に至る	1,610株

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名 (日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
4	いわ むら しゅう じ 岩 村 修 二 (1949年9月16日生)	<p>1976年4月 検事任官（福岡地方検察庁） 2000年4月 東京地方検察庁特別公判部長 2002年10月 東京地方検察庁特別捜査部長 2003年12月 松山地方検察庁検事正 2005年1月 最高検察庁検事 2006年6月 東京地方検察庁次席検事 2007年10月 最高検察庁刑事部長 2008年7月 東京地方検察庁検事正 2010年6月 仙台高等検察庁検事長 2011年8月 名古屋高等検察庁検事長 2012年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）</p> <p>現在に至る 2018年6月 当社取締役 (重要な兼職の状況) T & K 法律事務所弁護士 (株)リケン社外取締役(監査等委員) キャノン電子(株)社外監査役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員</p>	0株
5	む た み の る 牟 田 実 (1953年11月15日生)	<p>1977年4月 (株)東食（現(株)カーギルジャパン）入 社 1998年9月 シダックス(株)入社 シダックスシーアンドブイ(株)サービ ス企画室長（出向） 2000年4月 シダックスアイ(株)執行役員 2003年1月 同社取締役 2006年4月 (有)食と生活ラボ取締役社長 現在に至る 2018年6月 当社取締役 (重要な兼職の状況) (有)食と生活ラボ取締役社長</p>	2,685株

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名 (日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ やま お てつ ゆき 山 尾 哲 之 (1954年6月9日生)	1979年4月 寺岡ハカリ(株) (現(株)テラオカ) 入社 2005年1月 同社事業統括部長 2011年3月 同社取締役流通システム部担当 2013年3月 同社常務取締役営業本部長 2015年1月 同社代表取締役社長 2020年1月 同社顧問 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テラオカ顧問	0株
7	たか た けい ご 高 田 啓 吾 (1963年7月1日生)	1988年4月 当社入社 2011年4月 当社経営企画室長 2017年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2018年1月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼品質保証部担当 2018年4月 当社取締役管理本部長兼経営企画室担当兼品質保証部担当 2019年6月 当社取締役管理本部長兼品質保証部担当 2021年4月 当社取締役総務部担当兼人事部担当兼品質保証部担当 現在に至る	3,894株
8	みや ざき いち ろう 宮 崎 一 郎 (1966年7月3日生)	1989年4月 当社入社 2005年2月 当社経理部長 2007年4月 当社経営管理部長 2009年1月 当社管理本部総務部長 2009年7月 当社管理本部経理部長 2018年4月 当社経営企画室長 2020年6月 当社取締役経営企画室長 2021年4月 当社取締役経営企画室長兼経理部担当 現在に至る	743株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	※ ひらの 平野 ひとし 斉 (1961年7月22日生)	1986年4月 当社入社 2013年8月 当社水産食品事業部機能食品部長 2020年4月 当社水産・機能食品事業部水産加工食品部長 2021年4月 当社機能・食品事業部副事業部長兼マーケティング部長 現在に至る	1,684株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の概要

当社は、岩村修二および牟田実の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

また、山尾哲之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 役員賠償責任保険契約

(1) 被保険者の範囲

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役、監査役ならびに退任後の役員およびその相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結する予定であり、本議案が原案どおり承認され、就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

(2) 保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとされています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担することとしており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については補償の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期中である2021年6月30日に当該保険契約を締結する予定であります。

4. 岩村修二、牟田実、山尾哲之の各氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 候補者とした理由および期待される役割等

①岩村修二氏を候補者とした理由

同氏は、現在、当社の社外取締役に在任中であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

同氏は、東京地方検察庁特別捜査部長や高等検察庁検事長などを歴任し、法曹界において豊富な経験を有しております。その専門的見地と高い見識から当社グループの経営に適切な助言と提言をいただいております。今後も十分な役割を果たすことが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

② 牟田実氏を候補者とした理由

同氏は、現在、当社の社外取締役に在任中であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

同氏は、食品商社で培った食品業界に関する豊富な知識と、シダックスグループの取締役として経営に参画した経験を有しております。これらの知識と経験から当社グループの事業に関して適切かつ有益な助言をいただいております。今後も十分な役割を果たすことが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

③ 山尾哲之氏を候補者とした理由

同氏は、(株)テラオカにおいて主に販売部門で活躍した経験と、経営者としての豊富な知識を有しております。こうした知識と経験から当社グループの事業に関して適切かつ有益な助言をいただくことが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

(2) 候補者が過去5年間に他の会社の社外取締役または社外監査役に就任していた場合における特記事項

岩村修二氏が(株)ファミリーマートの社外監査役に在任中、同社において下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められ、2016年8月25日付で、公正取引委員会より勧告を受けました。同氏は当該事実に関与しておらず、問題判明後は、同社に誠実かつ適切な対応を求めるとともに、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

6. ※は新任の候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役桑原望氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名 日)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
くわ 桑 (1947年3月14日生)	はら 原 のぞむ 望	1970年4月 株式会社ガスター入社 1975年11月 社会保険労務士資格取得 1975年11月 桑原社会保険労務士事務所所長 現在に至る 2007年4月 特定社会保険労務士付記 2017年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 桑原社会保険労務士事務所所長	3,398株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の概要

当社は、桑原望氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

3. 役員賠償責任保険契約

(1) 被保険者の範囲

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役、監査役ならびに退任後の役員およびその相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結する予定であり、桑原望氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

(2) 保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとされています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担することとしており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については補償の対象としないこととされています。なお、桑原望氏の任期途中である2021年6月30日に当該保険契約を締結する予定であります。

4. 桑原望氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

5. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

候補者とした理由等

桑原望氏は、現在、当社社外監査役に在任中であり、その在任期間は本総会終結のときをもって4年となります。同氏は、社会保険労務士として豊富な専門知識や経験を有し、当社監査役就任以来、適切に職務を遂行していただいております。引続きその高い見識を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1985年6月28日開催の当社第46期定時株主総会において、月額1,200万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3,000万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は13頁に記載のとおりであります。本議案の承認可決を前提として、その内容を改定する予定です。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は9名（うち社外取締役3名）となりますので、対象取締役の員数は6名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数80,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始

日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上



MEMO

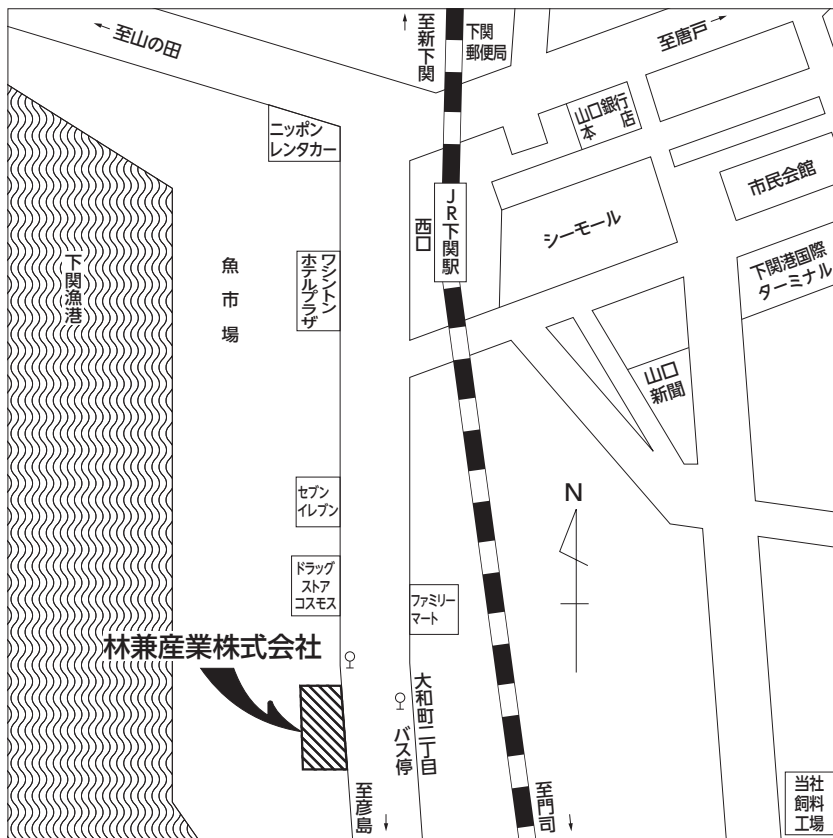




MEMO



株主総会会場ご案内略図



会場 林兼産業株式会社本店4階ホール
山口県下関市大和町二丁目4番8号
最寄駅 JR下関駅 西口より徒歩15分
サンデン交通(バス)大和町二丁目バス下車

- ◎新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、2ページをご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎昨年の定時株主総会より、株主総会に来場できない株主様との公平性を勘案し、お土産の配布を取りやめさせていただいております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

